

# 平成 22 年度食品表示ウォッチャー 食品表示状況モニタリング結果の概要（平成 22 年 6 月～平成 23 年 3 月分）

株式会社三菱総合研究所

弊社では、農林水産省の委託を受け、平成 22 年 6 月に全国で、約 1,000 人の食品表示ウォッチャー（以下「ウォッチャー」という）の委嘱をしました。

この度、委嘱を受けたウォッチャーの方々から、弊社に対して平成 22 年 6 月～平成 23 年 3 月にモニタリングの結果を報告していただいたものについて、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

## 1. 委嘱の概要

### (1) 委嘱人数（平成 23 年 3 月 10 日現在）

全国 1,151 名（男性 293 名、女性 858 名）

### (2) 委嘱期間

平成 23 年 3 月 10 日まで

### (3) ウォッチャーの活動内容

- ① 近隣の食品販売店において、食品の品質表示状況を日常的にモニタリングする
- ② 生鮮食品の原産地表示や加工食品の義務表示事項の欠落等の不適正な食品表示の実態について、最寄の農林水産省関係機関に通報する
- ③ モニタリング状況について、食品表示ウォッチャー事務局（株式会社三菱総合研究所内）（以下、「ウォッチャー事務局」という）に毎月の報告をする
- ④ ウォッチャー事務局に、品目を指定して行う臨時のモニタリング調査の報告をする
- ⑤ ①～④の活動を行うため、インターネットを活用した研修を受講する（自宅のパソコン等で受講可能）

※今回の報告内容は、③及び④のモニタリング結果を取りまとめたものです。

## 2. 毎月の報告に係る活動の概要

### (1) 研修の受講

ウォッチャーの方々には、ウォッチャー専用のウェブサイト（以下「専用サイト」という）にて研修を受講いただいてから、モニタリング活動を開始していただきました。

### (2) 報告の方法

ウォッチャー事務局に対する毎月の報告については、専用サイト上の入力フォームから、毎月末までに提出いただきました。

### (3) 入力事項

毎月の報告では、その月にモニタリングを行った店舗ごとに、以下の①～⑤の項目を入力いただきました。

① 店舗名（自由記述）

② 所在地（自由記述）

③ 業態（単一選択）

【選択肢：デパート、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、食料品専門店、その他】

④ 表示状況（単一選択）

【選択肢：適正な表示（100%）、おおむね適正な表示（80～99%）、不適正表示が目立つ（50～79%）、半分以上が不適正な表示（50%未満）】

⑤ 不適正表示の内容

⑥ PR活動

### 3. 毎月の報告結果の概要

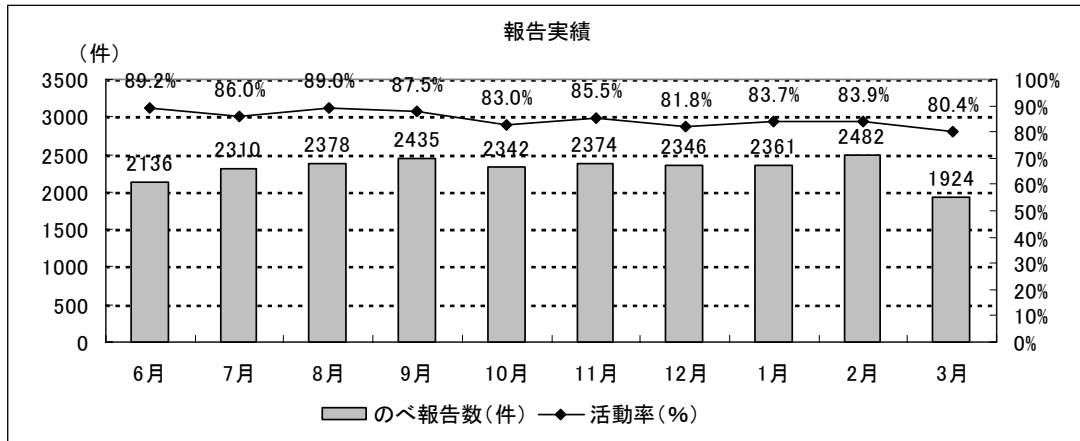
(注) 表及びグラフの割合表示は、四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

#### (1) 報告対象期間

平成22年6月～平成23年3月（計10回）

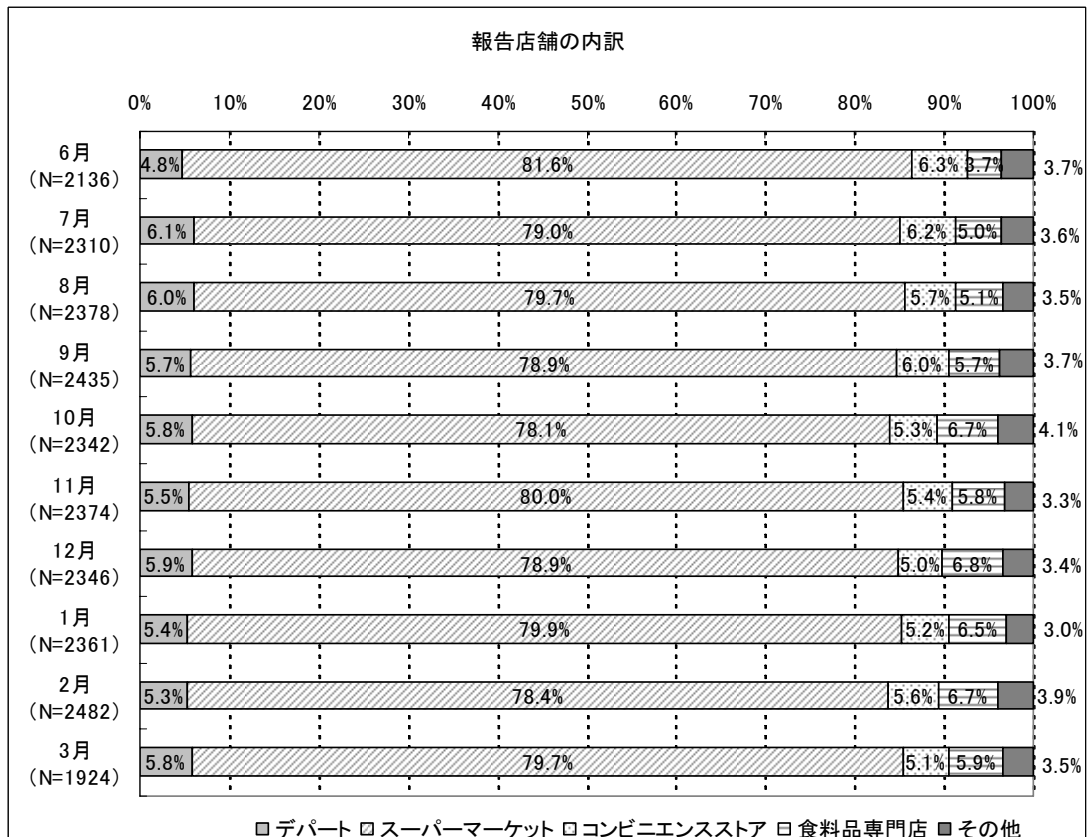
#### (2) 報告率及び報告店舗数

月別の報告率（当該月に委嘱されていたウォッチャーのうち毎月の報告を実施していただいた方の割合）、及び調査店舗数（延べ数）は、以下のとおりです。期間中の調査店舗数（延べ数）は、23,088件でした。また全期間を通しての報告率は85.0%でした。



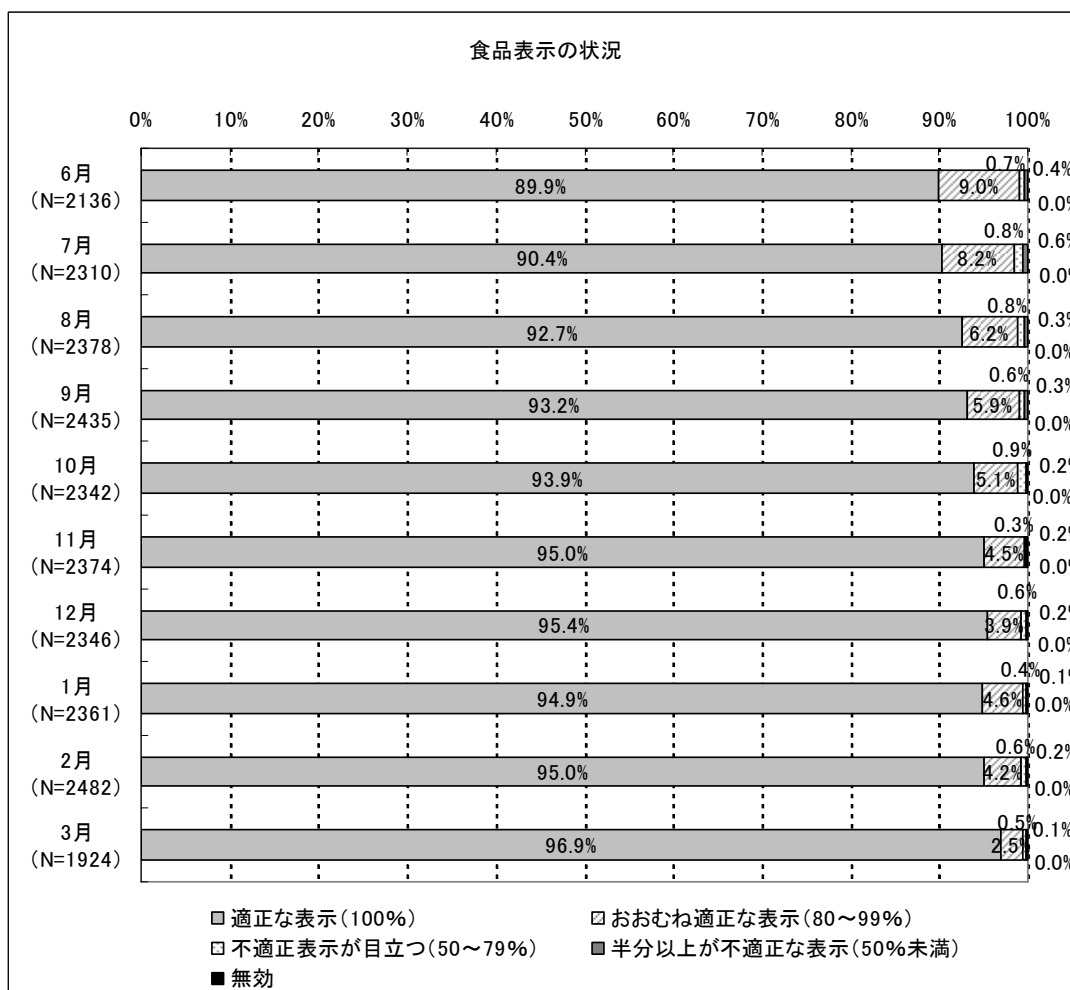
#### (3) 業態内訳

ウォッチャーからの報告のあった月別の調査店舗の業態内訳は、以下のとおりです。全期間を通しての調査店舗の業態内訳は、デパート 5.6%、スーパーマーケット 79.4%、コンビニエンスストア 5.6%、食料品専門店 5.8%、その他 3.6%でした。



#### (4) 表示状況内訳

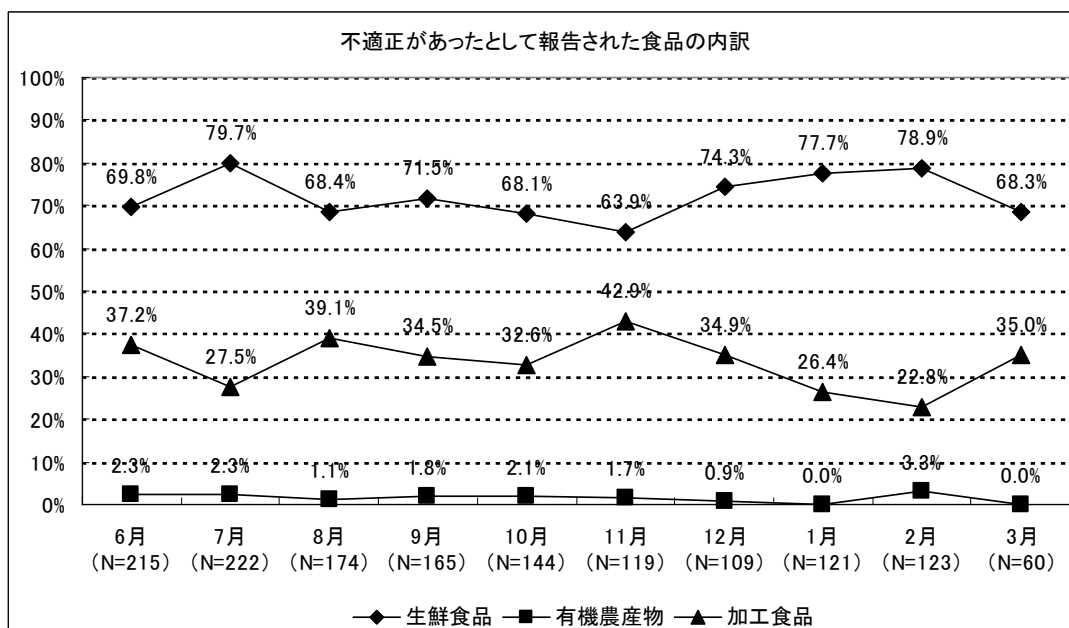
各店舗の月別のモニタリング調査の結果は、以下のとおりです。全期間を通しての食品表示の状況は、適正な表示 93.7%、おおむね適正な表示 5.4%、不適正表示が目立つ 0.6%、半分以上が不適正な表示 0.3%、無効 0%でした。



(5) 不適正表示の報告件数、及び食品の内訳

不適正があったとする報告件数の推移、及び報告された食品の内訳は、以下のとおりです。期間中の報告数（延べ数）は、1,452 件、品目別の報告数（延べ数）は 1,559 件でした。また全期間を通して報告された食品の内訳は、生鮮食品 72.4%（1,051 件）、有機農産物 1.7%（25 件）、加工食品 33.3%（483 件）でした。

（注：1 件の不適正があったとする報告において、複数の品目が報告されることもあるため、報告数（延べ数）と品目別の報告数（延べ数）が異なります。）



#### 4. 臨時調査に係る活動の概要

##### (1) 研修の受講

ウォッチャーの方々には、専用サイトにて研修（臨時調査に関する内容）を受講いただき、モニタリング活動を開始していただきました。

##### (2) 調査の対象品目及び内容

第1回臨時調査は「緑茶・緑茶飲料」（9月）、第2回臨時調査は「そば」（11月）、第3回臨時調査は「鶏卵」（1月）を調査の対象品目とした。それぞれの品目において原料原産地や加工地を調査し、それに加えてそば粉はその配合割合を、鶏卵は製品の名称や不当表示の表示状況を調査した。

##### (3) 報告の方法

ウォッチャー事務局に対する臨時調査の報告については、専用サイト上の入力フォームから、調査期間（約1ヶ月）内に提出いただきました。

##### (4) 入力事項

臨時調査の報告では、モニタリングを行った商品や店舗ごとに、以下の項目を入力いただきました。

###### 【緑茶・緑茶飲料】

- 店舗名（自由記述）
- 所在地（自由記述）
- 業態（単一選択）

【選択肢：デパート、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、食料品専門店、その他】

- 商品名（自由記述）
- 記載されている事業者の種類（単一選択）

【選択肢：製造者、加工者、販売者、輸入者、事業者の記載がない】

- 原料原産地もしくは原産国の表示状況（単一選択）

【選択肢：

- ・「原料原産地」が、一括表示・原材料名欄の「緑茶」などの後ろに括弧書きで表示されている
- ・「原料原産地」が一括表示の原料原産地欄により表示されている（表示箇所を明記して枠外に記載する場合を含む）
- ・「原産国」が一括表示の原産国名欄により表示されている（表示箇所を明記して枠外に記載する場合を含む）
- ・上記以外の方法で、「原料原産地」もしくは「原産国」が表示されている
- ・「原料原産地」もしくは「原産国」の表示がない】

- 表示の矛盾（単一選択）

【選択肢：ある、ない】

## 【そば】

- 店舗名（自由記述）
- 所在地（自由記述）
- 業態（単一選択）

【選択肢：デパート、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、食料品専門店、その他】

- 商品名（自由記述）
- 記載されている事業者の種類（単一選択）

【選択肢：製造者、加工者、販売者、輸入者、事業者の記載がない】

- 「乾めん類」のそば粉の配合割合の表示状況（単一選択）

【選択肢：

- ・商品名に近接した箇所に「〇〇県産そば粉使用」と特色のある原材料表示がされていないが、商品にそば粉の割合に関する記載があり、一括表示欄にそば粉の配合割合が記載されていない
- ・商品名に近接した箇所に「〇〇県産そば粉使用」と特色のある原材料表示がされている（または表示されていない）が、一括表示欄にそば粉の配合割合が記載されている
- ・商品名に近接した箇所に「〇〇県産そば粉使用」と特色のある原材料表示がされておらず、商品や一括表示欄にそば粉の割合に関する記載がない／商品名に近接した箇所に「〇〇県産そば粉使用」と特色のある原材料表示がされているが、使用割合が記載されていない（使用割合が100%であると思われる場合）
- ・商品名に近接した箇所に「〇〇県産そば粉使用」と特色のある原材料表示がされているが、使用割合が記載されていない（使用割合が100%である場合を除く）】

- 表示の矛盾（単一選択）

【選択肢：ある、ない】

## 【鶏卵】

- 店舗名（自由記述）
- 所在地（自由記述）
- 業態（単一選択）

【選択肢：デパート、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、食料品専門店、その他】

- 商品名（自由記述）
- 記載されている事業者の種類（単一選択）

【選択肢：生産者もしくは選別包装者、販売業者、事業者の記載がない】

- 栄養強化卵の販売形態（該当する場合のみ選択）

【選択肢：特別価格で販売】

- 製品の名称（単一選択）

【選択肢：

- ・「鶏卵」など、その内容を示す一般的な名称（卵、タマゴ、たまご、生卵など）が記載されている
- ・鶏卵公正取引協議会会員証紙「公正」マークが表示されている場合であって、「鶏卵」以外の名称（卵、タマゴ、たまご、生卵など）が記載されている
- ・製品の名称が記載されていない】

● 製品の原産地、事業者の住所（単一選択）

【選択肢：

- ・「原産地」（国産・原産国・都道府県・地域）が容器又は包装（紙片可）に表示されており、かつ、生産者または販売業者の住所が表示されている
- ・「原産地」が容器又は包装に表示されているが生産者または販売業者の住所が表示されていない
- ・「原産地」が容器又は包装に表示されていないが、採卵した施設又は選別包装を行った施設の所在地及び採卵した者又は選別包装を行った者の氏名が表示されている
- ・「原産地」が容器又は包装に表示されておらず、また、採卵した施設又は選別包装を行った施設の所在地及び採卵した者又は選別包装を行った者の氏名が表示されていない
- ・上記以外の方法で、「原産地」もしくは「原産国」が表示されている】

● 公正マークの表示（単一選択）

【選択肢：公正マークの表示あり、なし】

● 不当表示（単一選択）

【選択肢：

- ・栄養強化卵の定義にあてはまらないのに、栄養強化卵であるかのような表示がある
- ・特定事項や特定用語の使用基準にあてはまらない表示がある
- ・病気の予防等について効能や効果があるかのような表示がある
- ・事実に反して、賞を受けたり推奨を受けたと誤認されるような表示がある
- ・他の事業者を中傷・ひぼうするような表示がある
- ・原産国・採卵地について誤認されるような表示がある
- ・品質、取引条件が他社の商品よりも優良であると誤認されるような表示がある
- ・上記に該当すると思われる不当表示はない】

● 表示の矛盾（単一選択）

【選択肢：ある、ない】

## 5. 臨時調査結果の概要

(注) 表及びグラフの割合表示は、四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

### (1) 報告対象期間

第1回：平成22年9月1日～30日

第2回：平成22年11月1日～30日

第3回：平成23年1月5日～2月4日

### (2) 報告者数・報告率、及びのべ報告数

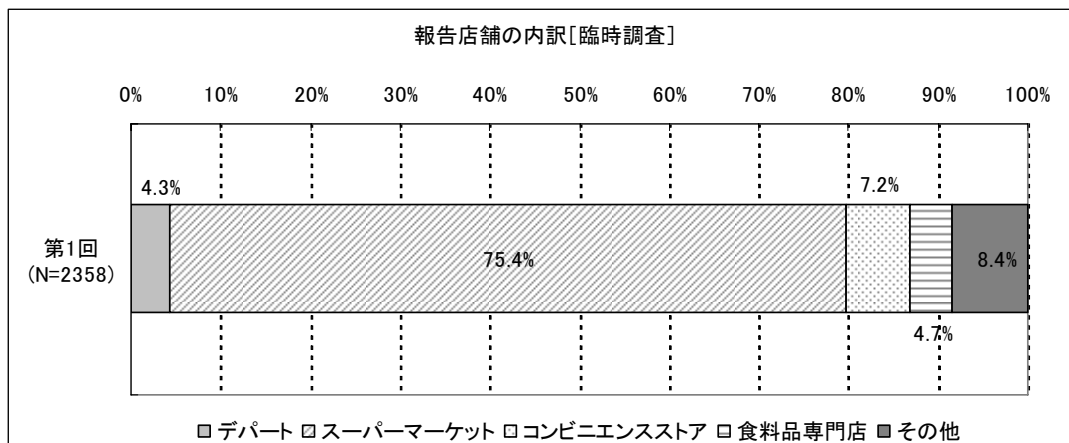
各調査の実施時期における活動ウォッチャー数、及び報告者数・報告率、のべ報告数は以下のとおりです。

報告実績	第1回(緑茶・緑茶飲料)	第2回(そば)	第3回(鶏卵)
活動ウォッチャー数	1,155人	1,151人	1,151人
報告者数	910人	864人	836人
報告率	78.8%	75.1%	72.6%
のべ報告数	2,358件	2,010件	1,937件

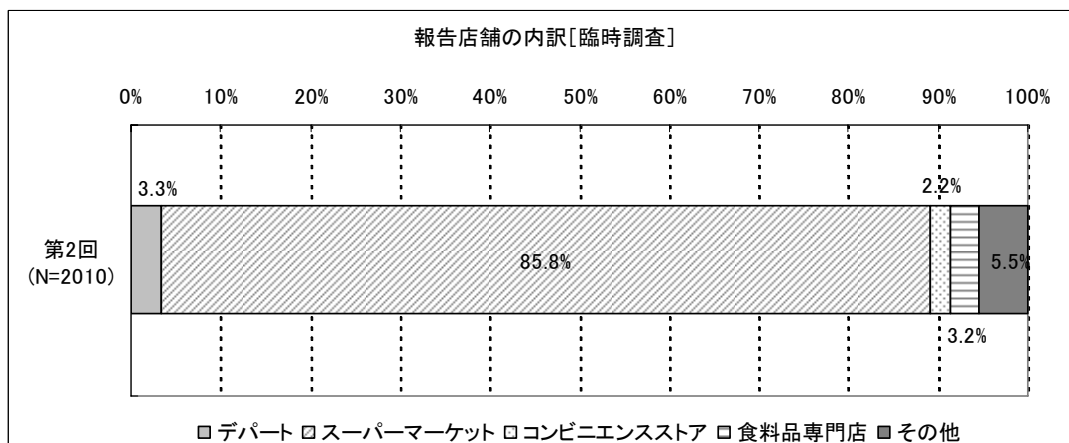
### (3) 報告商品数・店舗数、及び業態内訳

ウォッチャーからの報告のあった各調査における報告商品数、及び店舗数は、以下のとおりです。

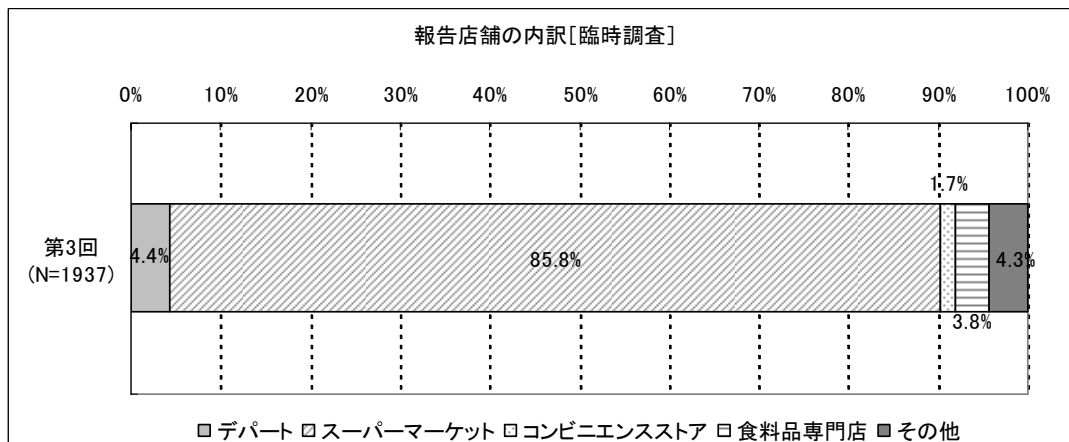
#### 第1回：報告店舗の内訳（緑茶・緑茶飲料）



#### 第2回：報告店舗の内訳（そば）



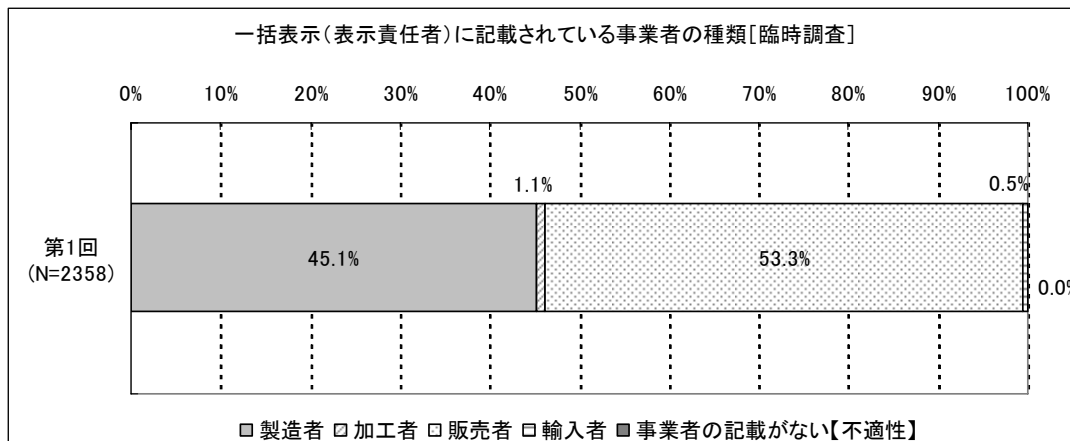
#### 第3回：報告店舗の内訳（鶏卵）



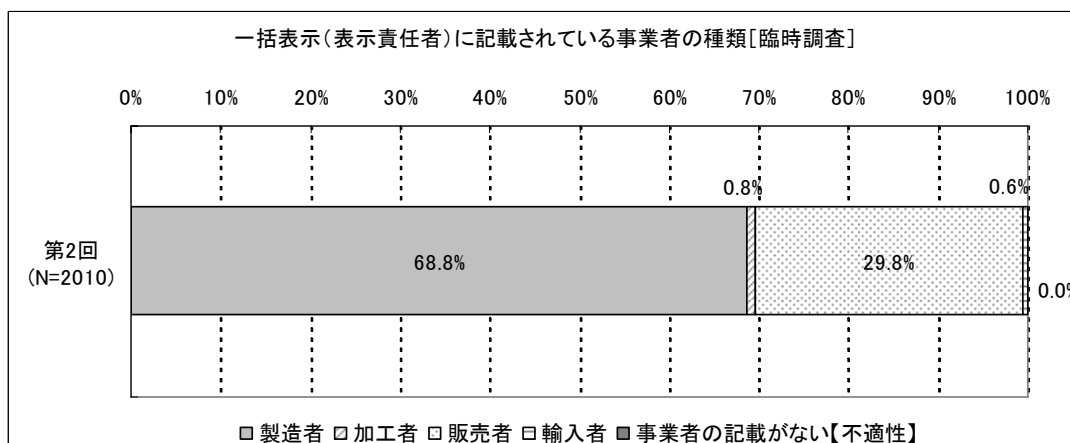
#### (4) 記載されている事業者の内訳

各調査で、ウォッチャーからの報告のあった記載されている事業者の種類は、以下のとおりです。

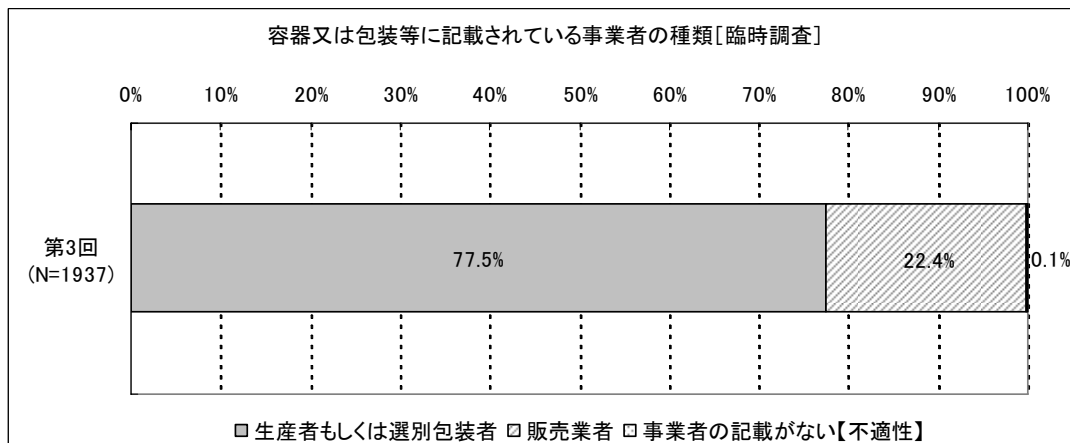
##### 第1回：記載されている事業者の種類（緑茶・緑茶飲料）



##### 第2回：記載されている事業者の種類（そば）



##### 第3回：記載されている事業者の種類（鶏卵）

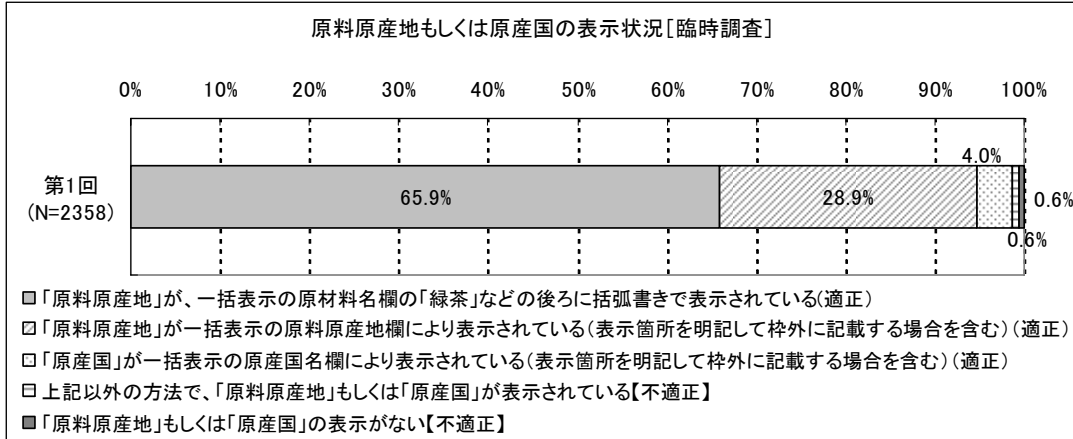


(5) 原料原産地の表示

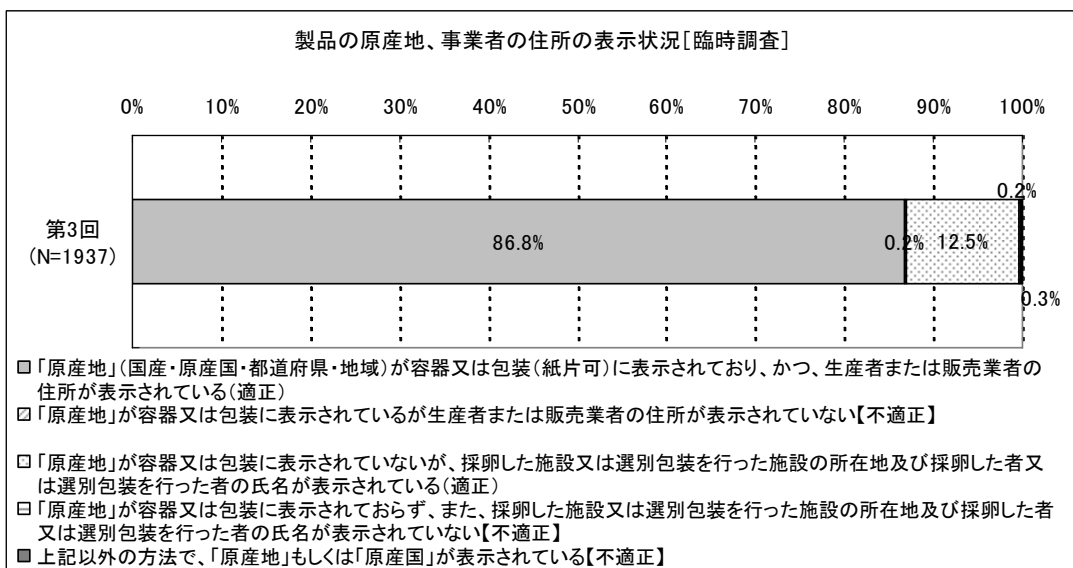
第1回、第3回調査で、ウォッチャーからの報告のあった原料原産地表示の状況は、以下のとおりです。

※第2回の調査対象は、原料原産地の記載について調査をしていません。

第1回：原料原産地もしくは原産国の表示状況（緑茶・緑茶飲料）



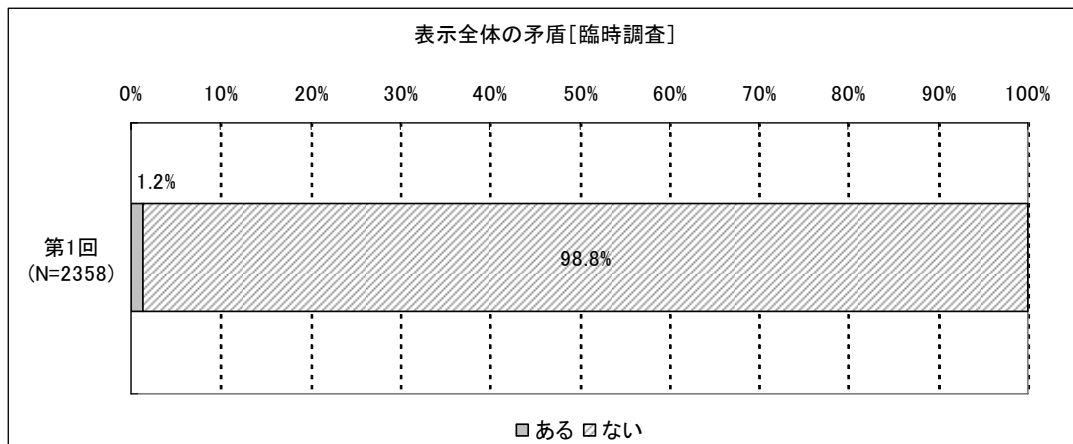
第3回：製品の原産地、事業者の住所の表示状況（鶏卵）



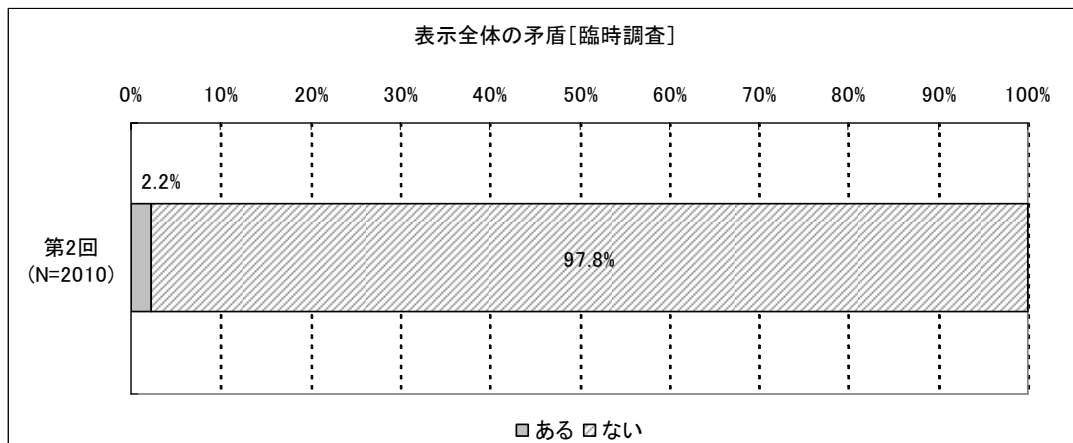
## (6) 表示の矛盾

各調査で、ウォッチャーからの報告のあった表示の矛盾の状況は、以下のとおりです。

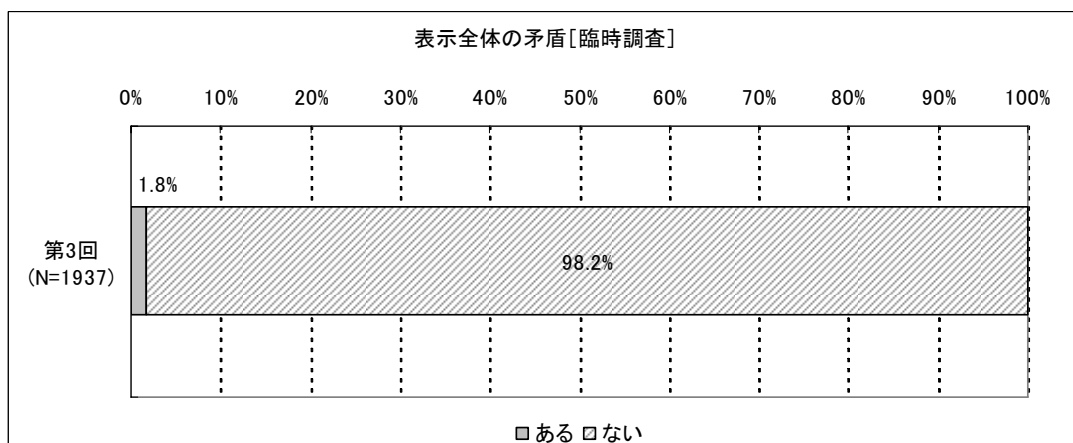
### 第1回：表示全体の矛盾（緑茶・緑茶飲料）



### 第2回：表示全体の矛盾（そば）



### 第3回：表示全体の矛盾（鶏卵）



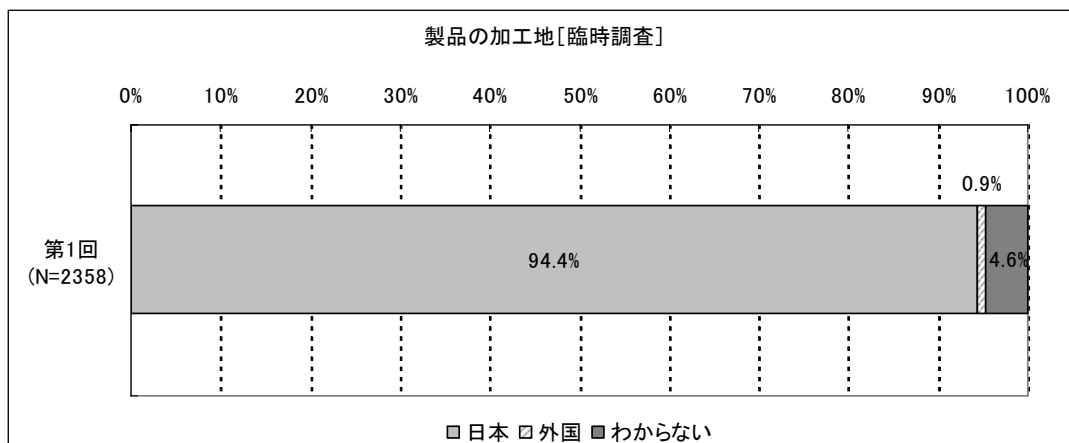
(7) その他個別確認事項

① 第1回：緑茶・緑茶飲料

【製品の加工地】

第1回臨時調査で、緑茶・緑茶飲料における製品の加工地に関する表示の状況は、以下のとおりです。

第1回：製品の加工地（緑茶・緑茶飲料）

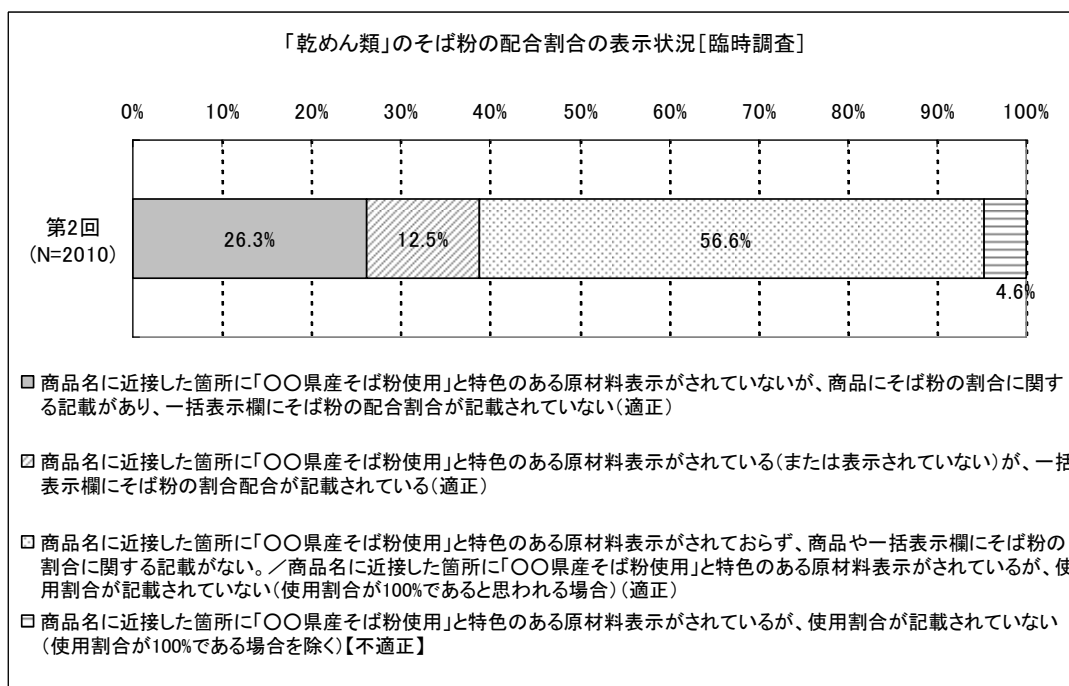


② 第2回：そば

【「乾めん類」のそば粉の配合割合の表示状況】

第2回臨時調査で、「乾めん類」のそば粉の配合割合の表示の状況は、以下のとおりです。

第2回：「乾めん類」のそば粉の配合割合の表示状況（そば）

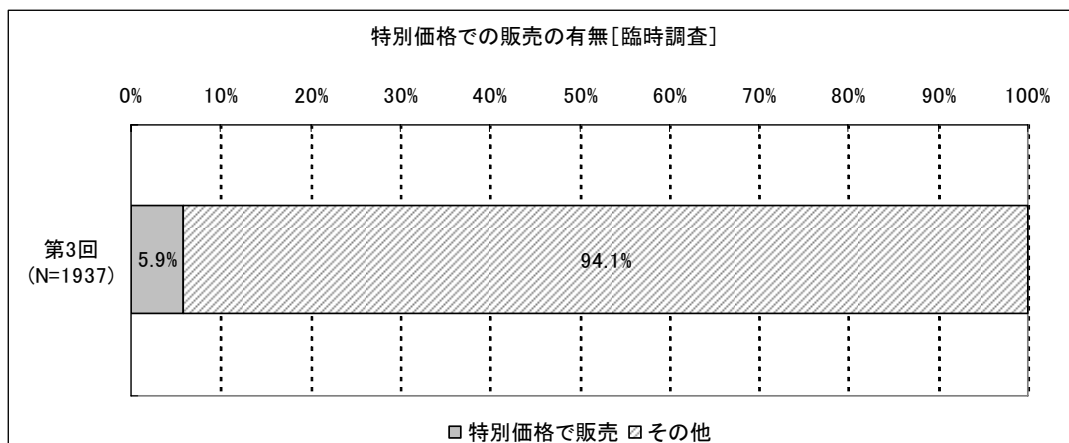


③ 第3回：鶏卵

【栄養強化卵の販売形態】

第3回臨時調査で、栄養強化卵の販売形態は、以下のとおりです。

第3回：特別価格での販売の有無（鶏卵）

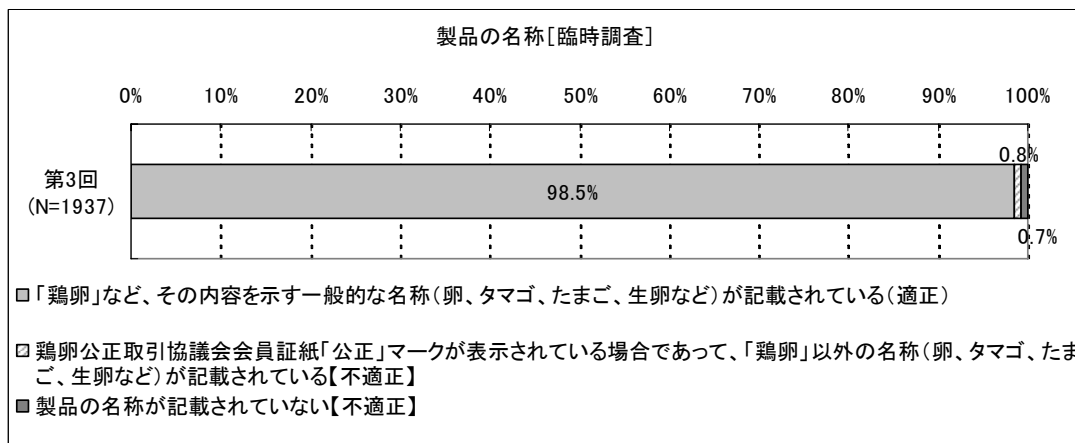


④ 第3回：鶏卵

【製品の名称】

第3回臨時調査で、製品の名称の表示の状況は、以下のとおりです。

第3回：製品の名称（鶏卵）

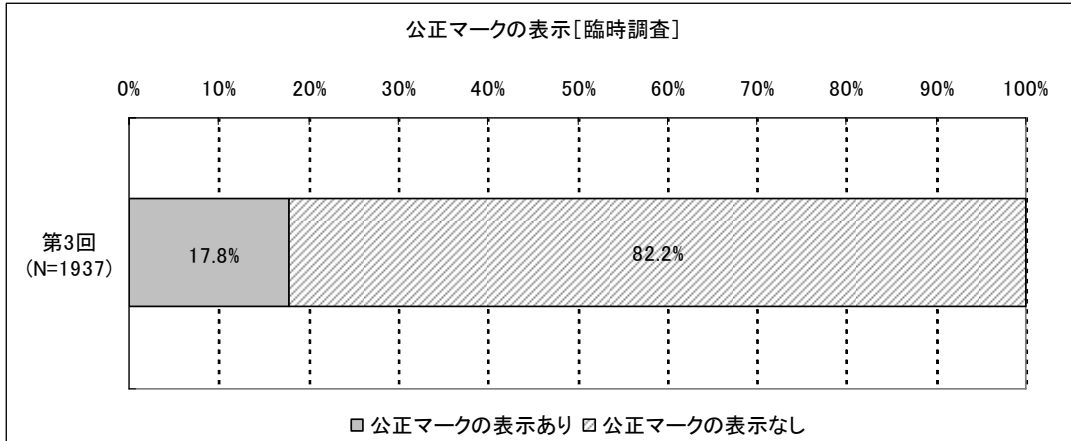


⑤ 第3回：鶏卵

【公正マークの表示】

第3回臨時調査で、公正マークの表示の状況は、以下のとおりです。

第3回：公正マークの表示（鶏卵）



⑥ 第3回：鶏卵

【不当表示の有無】

第3回臨時調査で、鶏卵の容器、包装などの不当な表示の状況は、以下のとおりです。

第3回：不当表示の有無（鶏卵）

